

募集要項

1. 事業名称

大阪支部「健康宣言」事業所向け運動機会アップ応援事業

2. 目的

全国健康保険協会は、わが国の社会保険制度の中で医療保険部門を担う組織（医療保険者）であり、加入する被保険者及び被扶養者の健康増進に資する事業等を実施している。それに伴い、全国健康保険協会大阪支部（以下、「大阪支部」という）では、上記事業の一環として「健康宣言」事業を実施している。

本案件は、大阪支部の健康宣言事業に参加した事業所の健康づくりのうち、「運動」をサポートすることで対象事業所内の健康増進に寄与することを目的とする。

【大阪支部の「健康宣言」事業について】

健康宣言とは、事業所内の健康づくりを始めることを事業所の代表者等が社内外へ宣言することである。宣言した事業所は、健診受診率 100%、特定保健指導実施率 35%以上、要治療者への受診勧奨、健康づくり担当者の設置、運動・食事・睡眠・メンタルヘルス・飲酒・喫煙・社内体制改善といった目標を掲げ、達成に向けて取り組む。大阪支部はこの取り組みをサポートする。（詳細は「大阪支部ホームページ＞健康づくり＞健康経営・健康宣言」を参照すること。）

3. 募集対象（協賛企業の募集）

健康宣言事業所の従業員等に対して、「運動」に関する機会の提供や運動習慣改善のためのサポート等（以下、「サービス等」という）提供にかかるインセンティブの付与が可能な者。（以下、「協賛企業等」という）

なお、提案内容については、以下の点に留意すること。

- ① 提案内容が健康宣言事業所の従業員等の健康増進に資するものであること。
- ② 提案内容が健康宣言事業所の従業員等及び大阪支部に不利益を与えないものであること。
- ③ 提案内容が公序良俗に反しないものであること。
- ④ その他社会通念上相当であると認められるものであること。

4. 募集要件

- ① 法人であること。
- ② 全国健康保険協会の事業等について十分な理解があること。
- ③ 大阪支部に対し、自らが提供可能なサービス等の提示が可能であること。

機密性 2

- ④ 健康宣言事業所の従業員等に対し、実施要領等に則り、上記③で提示したサービス等の提供が可能であること。
- ⑤ 大阪支部からの補助金等の支払いを受けず、上記③で提示したサービス等の提供が可能であること。
- ⑥ 直近1年間について、健康保険料の未納がない者であること。
- ⑦ 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑧ 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていないこと。
- ⑨ その他各種要領等で定められている事項を遵守できること。

5. 募集時期

令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）（必着）

6. 応募方法

応募は、「5. 募集期間」内に次の①～⑤の書類を「11. 担当部署」へ提出すること。なお大阪支部は、必要に応じて次の①～⑤の書類以外についても追加提出を求めることができる。

- ① 様式1 応募申込書
- ② 様式2 暴力団等排除の誓約書
- ③ 様式3 保険料納付に係る申立書
直近1年分（令和6年3月分～令和7年4月分）の健康保険料の納入が確認できる書類（下記のどちらか一方）
→保険料納入告知額・領収済通知書（写し）の直近1年分
→社会保険料納入証明書（直近1年分）
- ④ 会社概要及び営業内容がわかるパンフレット等（10部）
- ⑤ 様式4 実績申立書

7. 選定委員会の開催

提出された書類等をもとに、大阪支部内で選定委員会を開催し、その可否を決定する。結果については、後日書面で通知する。なお、選定委員会での審議内容は公開しないので承知すること。

8. 覚書の取り交わし

選定委員会の審議を経て選定に至った後、大阪支部との間で覚書の取り交わしを行う。なお、サービスの提供開始日は、覚書内に記載された日付とする。

9. 委託期間

機密性 2

覚書締結日から当該年度の3月31日（期間満了日）までとする。

期間満了日の前月末日までに、大阪支部または協賛団体等のいずれかが相手方に別段の意思表示をしない場合、期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

10. その他留意事項

- ① 本案件にかかるサービス等の提供にあたり、大阪支部から委託料や手数料をはじめとした金銭等の支払いは一切ないものとする。経費等については、全て協賛団体等の負担となる。
- ② 本案件にかかるサービス等の提供にあたって、事故や問題等が発生した場合、協賛団体等はその全てについて、自らの責任で対処及び解決をする。
- ③ 募集要件を満たさない者、もしくは提出書類において虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- ④ 応募内容について、大阪支部より電話等で照会を行う場合がある。
- ⑤ 単純な宣伝目的等の参加は不可とする。

11. 担当部署

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ
〒530-8507
大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪13階
TEL：06-7711-3400（直通）

以 上

応募申込書

全国健康保険協会大阪支部長 殿

募集要項を確認・遵守し、別添の通り大阪支部「健康宣言」事業所向け運動機会アップ
応援事業に応募いたします。

令和 年 月 日

所在地
事業所名称
代表者名

⑩

別添

提供サービスの内容（資料別添可）

※ウエイトトレーニング、スイミング等、運動サービスの仔細を記載してください。

サービスの履行体制図（資料別添可）

担当者名：_____

連絡先：_____

全国健康保険協会大阪支部長 殿

令和 年 月 日

住所（所在地）

称号又は名称

代表者職・氏名

暴力団等排除の誓約書

私は、当社が各種法令を遵守することを誓約するとともに、下記の事項についても誓約いたします。

この誓約に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何らの賠償ないし補償を求めません。全国健康保険協会に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

記

1. 当社は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

以上

保険料納付に係る申立書

全国健康保険協会大阪支部長 殿

令和 6 年 3 月分から 令和 7 年 4 月分の保険料について、
添付の領収証書（写）、納付確認書または保険料の納付が確認できる書面のと
おり、未納のないことを申し立てます。

【事業名】

大阪支部「健康宣言」事業所向け運動機会アップ応援事業

令和 年 月 日

所在地
事業所名称
代表者名

⑨

全国健康保険協会大阪支部長 殿

実績申立書

契約期間	契約件名	実施内容（簡単な作業内容、規模（数量）、個人情報の取り扱いの有無等）	契約相手方

上記の申し立てのとおり相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

所在地
事業所名称
代表者名

印